

## 入札制度改善等検討委員会規程

平成12年8月29日  
訓令第22号

改正 平成13年3月30日訓令第19号、平成15年10月19日訓令第40号、平成16年3月31日訓令第20号、平成17年8月19日訓令第23号、平成18年3月31日訓令第22号、平成19年3月30日訓令第15号、平成20年3月28日訓令第13号、平成21年3月31日訓令第14号、平成22年3月31日訓令第14号、平成23年6月10日訓令第11号、平成25年3月29日訓令第3号、平成29年3月31日訓令第2号、平成31年3月29日訓令第4号、令和元年7月30日訓令第3号、令和2年3月27日訓令第5号、令和3年3月30日訓令第11号

(設置)

**第1条** 県営建設工事の入札制度の改善及び談合の防止を図るため、岩手県入札制度改善等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県営建設工事に係る入札制度の改善に関すること。
- (2) 県営建設工事に係る談合防止対策に関すること。
- (3) その他特に命ぜられたこと。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副知事を、副委員長は県土整備部長及び出納局長をもって充てる。

3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条に規定する部局等（県土整備部及びILC推進局を除く。以下同じ。）の長、医療局長、企業局長、教育委員会事務局教育局長及び警察本部警務部長をもって充てる。

4 前項の委員に事故があるとき、若しくは当該委員が欠けたとき、又は当該委員が不在のときは、当該委員の所属する部局等又は医療局、企業局、教育委員会事務局若しくは警察本部の職員のうち、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、出納局長を第1順位、県土整備部長を第2順位とする。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関係ある職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

**第6条** 委員会に、幹事長及び幹事をもって構成する幹事会を置く。

2 幹事長は出納局副局長をもって充て、幹事は県土整備部建設技術振興課及び医療局経営管理課の総括課長、政策企画部秘書課及び主管室の管理課長、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。

3 知事は、必要に応じて、議事に関係ある室の課長若しくは担当課長又は課の長を幹事として会議に出席させることがある。

4 幹事会は、第2条の所掌事項につき、委員会を補助する。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、出納局総務課において処理する。

(補則)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年8月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第19号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月9日訓令第40号)

この訓令は、平成15年10月9日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令第20号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月19日訓令第23号)

この訓令は、平成17年8月19日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第22号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第15号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月10日訓令第11号)

この訓令は、平成23年6月10日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月30日訓令第3号)

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日訓令第11号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。